

新市スポ協第318号
令和4年3月4日

加盟団体会長 様
区スポーツ協会会長 様
スポーツ少年団代表者 様

公益財団法人新潟市スポーツ協会
専務理事 木津 茂

今後のスポーツ活動について（令和4年3月4日時点）

平素よりスポーツの普及・振興にご尽力いただき感謝申し上げます。

令和4年2月9日付 新市スポ協第295号の2において、スポーツ活動の自粛を3月6日（日）までお願いしておりましたが、新潟県へのまん延防止等重点措置が解除される見込みであることから、新潟市から、正式決定後、3月7日（月）より自粛要請を解除する旨の通知がありましたので関係者への周知をお願いします。ご協力いただきありがとうございました。

なお、スポーツ活動の再開にあたり、市教育委員会及び市スポーツ振興課より別紙のとおり依頼がありましたので、下記について留意いただくようお願いいたします。

記

1 留意点

- ・運動実施に当たっては活動自粛を踏まえ、急激な負荷を避け徐々に体を慣らす練習等から開始してください。
- ・感染が収束したのではなく、再び感染者が増加する可能性があるため、引き続き感染拡大防止の徹底を図ってください。
- ・当面の間、教育委員会の部活動の取扱いに準じ自団体のみの活動とし、対外試合等は控えてください。（ただし、全国大会等出場にかかるものはこの限りではありません。）
なお、対外試合等を可能とする時期は、今後の教育委員会の決定に準ずるので、決まり次第お知らせします。

2 その他

- ・市内体育施設は、3月7日（月）から再開します。（冬季休館を除く）
 - ・学校開放事業は、引き続き休止となります。
- ※学校開放の利用団体には、3月22日（火）を目途に、市教育委員会から再開時期の見通しについて連絡がいきます。

公益財団法人新潟市スポーツ協会
TEL：025-266-8250 FAX：025-266-8332
Mail：info@niigatashi-sports.or.jp



新 入 第 580 号
令 和 4 年 3 月 4 日

公益財団法人 新潟市スポーツ協会
会長 中原 八一 様

新潟市スポーツ振興課長

まん延防止等重点措置解除に伴う体育施設の再開について

日頃から、本市のスポーツ振興に多大なるご尽力を賜り、心から感謝申し上げます。
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、1月21日(金)から3月6日(日)までの間、すべての体育施設を休館しております。報道等にありますように、本県ではまん延防止等重点措置は解除の見込みであり、解除が正式に決定した場合には、今月7日(月)から施設を再開します。

つきましては、大変お手数ですが、貴協会より各区スポーツ協会、スポーツ少年団、各種競技団体等に、下記について周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1) 3月7日(月)から、まん延防止等重点措置期間の活動自粛への協力依頼を解除し、冬季休館を除く全ての体育施設を再開する。
- 2) 運動実施に当たっては、活動自粛を踏まえ急激な負荷を避け徐々に体を慣らす練習等から開始すること。
- 3) 感染が収束したものではなく、再び感染者が増加する可能性があるため、引き続き感染拡大防止の徹底を図ること。
- 4) スポーツ少年団、ジュニアスポーツクラブ等の利用は、当面の間、教育委員会の部活動の取扱いに準じ自団体のみ活動とし、対外試合等は控えること。
ただし、全国大会等出場にかかるものはこの限りでない。
なお、対外試合等を可能とする時期は、今後の教育委員会の決定に準ずるので、決定しだい通知する。

3/6

■問い合わせ

新潟市スポーツ振興課 新井田

電話：025-226-2588

メール:sports@city.niigata.lg.jp



新地教推第792号
令和4年3月4日

公益財団法人 新潟市スポーツ協会
会長 中原 八一 様

新潟市教育委員会
地域教育推進課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止および
同感染症から児童・生徒を守るための学校開放事業の休止の継続について（お願い）

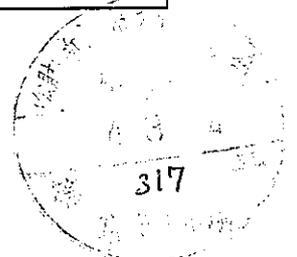
日ごろから、市民スポーツ活動の普及・振興にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。
新潟県へのまん延防止等重点措置の適用は3月6日までで解除する見込みとなっておりますが、依然として10歳未満や10歳代の新規感染者数は高い水準にあり、県においても児童・生徒の感染を防止するため、部活動の他校との交流や県外への遠征を引き続き控えるよう注意喚起がなされています。

これを受け市教育委員会では、まん延防止等重点措置の解除後も、部活動は自校での活動のみとし、対外的な活動を行わないことといたしました。あわせて、学校開放事業についても、部活動が対外的な活動を含めて再開されるまでは、引き続き休止することといたしました。

学校開放事業の再開をお待ちになられていた利用団体の皆様には、大変申し訳ないことではございますが、児童・生徒の健康と学びの機会を守るため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

新潟市教育委員会 地域教育推進課 笠井
電話：025-226-3218
メール：chiiki.edu@city.niigata.lg.jp





新教支第1558号

令和4年3月4日

市立中学校長 様
市立中等教育学校長 様
市立高等学校長 様

新潟市教育委員会学校支援課長

部活動の実施について（通知）

このたび、新潟県内全域のまん延防止等重点措置が解除の見込みとなりました。つきましては、各校において、標記の件について下記のように対応いただきますようお願いいたします。

記

- 3月7日（月）以降、新潟市立中学校、中等教育学校での部活動の実施を可能とする。
なお、学校の実態（感染状況等）に応じて、各校で再開の有無について判断する。

〈部活動を再開する際に留意すること〉

- ・平日90分程度、自校の部活動メンバーで通常の活動場所のみの活動とする。
- ・生徒が心と体の状態を少しずつ高めながら活動に臨めるよう、事前にミーティングを行う等、見通しをもって活動を再開する。
- ・当分の間、対外的な活動（合同練習や練習試合）や休日の活動は行わない。
- ・お互いの間隔を空け、できるだけ身体接触を避ける。
- ・身体活動や演奏を伴わない時間、低負荷の運動時はマスクを着用する。
- ・実施回数や活動時間は必要最小限とする。
- ・校内で感染が広がる傾向が見られるようであれば、部活動を中止する。
- ・中・高体連、県や全国の各競技・文化団体（連盟や協会）主催の公式な大会及びコンクールや発表会の参加についてはこの限りではない。
- ・市立高等学校は、県教育委員会発出の通知に準ずる。

分類番号6301

担当	学校支援課
指導主事	高見 潤
TEL	025-226-3261
Email	j.takami3535@city.niigata.lg.jp